

日本銀行の引当金について

伊豆 久

はじめに

リーマン・ショック以降、先進諸国の中央銀行は量的緩和政策に踏み切りバランスシートを拡大させてきた。そして今、欧米の中央銀行が正常化に向かうなか、それが損益に与える影響が様々に議論されている。市場の短期金利を引き上げるためには中央銀行当座預金の金利を上げる必要があるが、低位での長期固定金利資産（国債等）を大量に保有しているため、中央銀行収益の急速な悪化が予想されるからである。

もちろん、多少の損失が生じたとしても、中央銀行でも民間会社同様に各種の引当金や準備金、最終的には資本金が用意されており、それらによつてカバーすることが可能である。⁽¹⁾

ただし、どのような引当金や準備金をどの程度まで積むのかは中央銀行によつて異なる。またそれは、保有する外貨や債券の評価損益の認識方法や、利益処分（国庫納付や配当）のあり方、資本金制度（増資の有無等）とも密接に関わる。例えば、保有する外貨建て資産を時価評価するのか否か、評価損益に対して引当金を増減させるのか否かは、最終的な利益に大きな違いをもたらすが、そうした会計上の方針は中央銀行ごとに微妙に異なるのである。

こうした関心のもと、小稿ではまず、日本銀行の引当金のあり方を、欧米の二つの中央銀行（米国FRB、ドイツ・ブデスバンク）と比較しながら、整理することとする。⁽²⁾

1 金と外貨の評価損益の扱い

はじめに、外貨準備の評価方法を見てみよう（以下、外貨準備Ⅱ「金」＋「外貨建て資産」とする）。三つの中央銀行で外貨準備の会計上の扱いはマチマチで、日銀は他の二行の中間的な扱いとなっている。欧米の二行を先に見てみよう。

FRBでは、金⁽³⁾は時価評価されず取得原価で評価されるため、金価格の変動が毎期の損益に影響することはない。他方、外貨建て資産は毎期時価評価され、評価損益はそのまま利益・損失として認識されている。金が時価評価されないのは、売却を予定しない、中央銀行にとってより根源的な準備と考えられているからであろう。外貨建て資産については為替レートの変動が損益に直接影響することになるが、そもそもFRBの資産に占める外貨建て資産の比率は非常に小さい（図表1。国際金融危機以前の二〇〇六年末時で比較）。

対照的にドイツ・ブンデスバンク（以下、独連銀）では、金と外貨建て資産はともに時価評価され、その上で評価益が生じた場合はバランスシート上の負債項目である「評価益勘定（Revaluation accounts）」に計上される（この「評価益勘定」に相当する勘定科目は日銀にもFRBにも存在しない）。つまり、金や外貨の価格が上昇すると、それらの帳簿価格が増大するが、同時に負債側の「評価益勘定」が同額だけ大きくなり（つまり、バランスシートは増大するが）、結果として利益額には全く影響しないことになる。

図表1 中央銀行の資産構成（2006年末）

	日銀（兆円）	FRB（10億ドル）	独連銀（10億ユーロ）
金	0.4 (0.3%)	11.0 (1.3%)	53.1 (14.2%)
外貨建て資産	5.0 (4.3%)	22.7 (2.6%)	32.0 (8.6%)
短期オペ	27.1 (23.5%)	40.8 (4.7%)	256.3 (68.6%)
国債	80.6 (69.8%)	783.6 (89.8%)	0.0 (0.0%)
その他	2.4 (2.1%)	14.9 (1.7%)	32.1 (8.6%)
合計	115.5 (100.0%)	873.0 (100.0%)	373.5 (100.0%)

（出所）各行の年次報告書（日銀は「営業毎旬報告」）より作成。

ただし、評価損が発生し、その額がそれまでに蓄積された「評価益勘定」を超える場合には、「評価益勘定」をゼロとし超過分は損失として認識される。評価益はいくら大きくなっても利益とはならない一方で、評価損は取得原価を下回った時点で損失となるわけであるから、その効果は低価法と同様である。

さらに言えば、独連銀の「評価益勘定」では、金、外貨建て資産は通貨ごと、外貨建て債券は債券コードごとに区分して積み立て・取り崩しが行われ、異なる区分間で相殺されることはない。したがって、ある外貨建て債券ではプラスの評価益がある一方、別の外貨建て債券では評価損となりそれが損失として認識されるということもある。つまり、評価損は金融資産ごとに細かい区分のもとでそれぞれが損失とされるのである（図表2、3）。保守的な会計処理によって、相場変動による計上利益の増大を避け（それは国庫納付金を抑制することにもつながる）、「評価益勘定」という実質的な自己資本の充実を図っているということであろう。

独連銀が、FRBと異なるこうした扱いをしているのは、資産に占める金・外貨のウエイトが大きいため（図表1）⁴、その価格変動による影響を緩和する必要があるからだと思われる。

以上の二行に対して、日銀では、保有する金を取得原価で評価し、外貨建て資産については時価評価するところまではFRBと同

図表3 独連銀の償却
(年、100万ユーロ)

	2015	2016	2017
外貨	0	0	-68
外貨建て証券	-82	-198	-147
合計	-82	-198	-215

(注) 図表2で、2017年末のSDRと豪ドルの再評価益の記載がないのは、評価損が生じているためである。その評価損の合計額が68m€で（通貨別の数値は非公表）、同年に償却されている（図表3）。外貨建て証券については、全体としては含み益があるものの（図表2 2017年末で56m€）、個別には評価損が生じている債券があり、その償却額合計が17年には147m€だったことがわかる（図表3）。

(出所) 図表2に同じ。

図表2 独連銀の再評価益
(年末、100万ユーロ)

	2015	2016	2017
金	97,799	111,267	109,372
米ドル	7,129	7,665	3,551
SDR	481	321	-
日本円	149	243	101
豪ドル	33	55	-
外貨建て証券	130	106	56
合計	105,721	119,657	113,080

(出所) Annual accounts of the Deutsche Bundesbank for 2016, 2017.

じであるが、外貨建て資産については、時価評価による損益の半分を引当金と相殺することとしている。例えば、年度の評価益が一〇〇の場合、その半分を「外国為替等取引損失引当金（以下、外為引当金）」に積み増し（積立額は特別損失となり、したがって利益への影響は当初の一〇〇から半分の五〇となる）、評価損が一〇〇の場合は五〇を外為引当金から取り崩して（特別利益五〇が計上され）損失を半分の五〇とするのである。⁽⁶⁾これは、為替レートの変化による毎年の損益の変動を小さくし、最終利益（そこからの法定準備金積立額と国庫納付金）の増減を抑制するためであると思われる。

つまり、三つの中銀を比べると（図表4）、保有する外貨準備のバランスシート上のウェイトを反映する形で、①金の価格変動が損益に与える影響については三行とも遮断されている一方で、②外貨建て資産については、FRBは一〇〇%そのまま、日銀は約五〇%だけを反映させ、独連銀においては完全に排除する会計規程となっているのである（独連銀では低下法と同様の扱い）。

次に、債券について見てみよう。

2 日銀の債券取引損失引当金

(1) 債券取引と損益の認識方法

現在の中銀の保有資産の過半を占める国債等（FRBの場合MBSを含む）については、三行いずれも償却原価法をとっている（発行価格と額面の差は、金利同様、残存期間に比

図表4 外貨準備（金・外貨建て資産）の評価方法

	日銀	FRB	独連銀
金	取得原価	取得原価	時価評価 評価益：負債項目「評価益勘定」に積立 評価損：「評価益勘定」から取崩
外貨建て資産	時価評価 評価益：50%を引当金に積立 評価損：50%を引当金から取崩	時価評価	「評価益勘定」が0になればそれ以上の評価損は損失計上

例配分)。したがって評価損益や償還損益は発生しない。実際に売買される時には当然、売買損益が発生するが、中銀の国債等の保有は満期保有が一般的であるため、国債等の保有が損益に与える影響は原則としてその金利収入部分に限定される。⁽⁷⁾

したがって、債券取引（特にその大半を占める自国の国債）に関する引当金の役割は大きくないはずであり、日銀の場合もその「債券取引損失引当金（以下、債券引当金）」は、過去の会計処理方法の名残に過ぎなかったのであるが、二〇一五年の規程改正により、異次元緩和からの出口への備えとして極めて大きな意味をもつものに変化した。

まず、かつて日銀では、現先取引（現先オペや政府との現先取引⁽⁸⁾）が売買として認識されていたため、それら取引に伴う売買損益が発生していた。

また、国債の評価方法では低価格が採用されていたため償還差益、評価損（償却）が生じていた。そして、それら債券取引に伴う△収支▽を△【売却・償還による利益】―【売却・償還・評価替えによる損失】▽と定義し、前述の外為取引の場合と同様に、原則として、利益が出た場合にはその半額を引当金に繰り入れ、損失が出た場合にはその半額分を引当金から取り崩すこととしていたのである。

ところが、二〇〇一年度決算から、現先取引は実際の経済機能に即して、△売買取引▽ではなく△金融取引▽として扱うこととなり、損益は売買損益ではなく利息の受け払いとして認識することになった。⁽¹⁰⁾つまり、それまでは、現先取引における売買によって巨額の売買損益が発生し、それに応じて引当金が増減されていたわけであるが、売買ではなく貸借取引と見なされることになったため、買い現先の場合には利息の受取り、売り現先の場合には利息の支払いが生じるのみで、引当金のベースとなる上記△収支▽とは関係なくなったのである。

さらに二〇〇四年度から国債の評価方法が低価法から償却原価法に変更されたため償還差益、評価損（償却）が生じることもなくなった。

すなわち、二〇〇四年度には、債券引当金はその役割を終えており、実際、それ以降一〇年以上繰り入れも取り崩しも行われることなく、二兆二四三億円のまま推移してきたのである。

(2) 異次元緩和の出口に備えた改正

ところが二〇一五年一月に、関連法令・会計規程が改正され、先に見た債券引当金のベースになる△収支△の計算式を、収益に「国債利息」⁽¹⁴⁾を加え、損失に「超過準備への利息」を加え、△売却・償還による利益+国債利息-「売却・償還・評価替えによる損失+超過準備利払い」△としたのである。

この改正にはどのような意味があるのだろうか。

この計算式のうち、前述のように、従来からの【売却・償還による利益】と【売却・償還・評価替えによる損失】の部分はすでに意味を失っており、事実上【国債利息】-【超過準備利払い】で△収支△が計算されることになったわけである。したがって、国債利息収入が大きい時期（異次元緩和が進められている期間）には収益が大きくなりその半額が債券引当金として積み立てられ、逆に、超過準備利払いのほうが大きくなった時（正常化が進められている期間）には損失が大きくなり、その半額分が同引当金から取り崩されることになる。

図表5 日銀の国債利息、超過準備利払い、債券引当金（年度（末））

	2013	2014	2015	2016	2017
国債利息	8,057	10,440	12,875	11,869	12,211
超過準備利払い	837	1,513	2,217	1,873	1,837
債券引当金繰入額	0	0	4,501	4,615	4,451
債券引当金	22,433	22,433	26,934	31,550	36,001

（出所）日本銀行「財務諸表等」各年度版より作成。

具体的な数字を見てみよう。

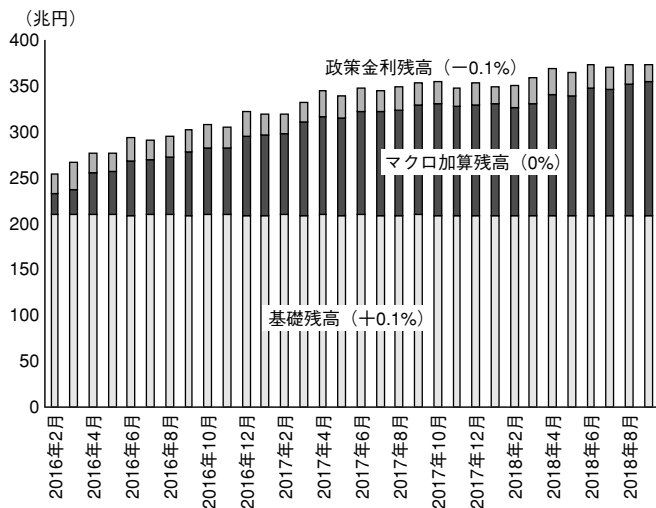
改正初年度の二〇一五年度の決算では、国債利息収入は一兆二八七五億円に上り、経常収益の大半を占めている。異次元緩和の下、金利は低いとはいえ大量の国債を買い入れていたためである。他方で、超過準備への利払いは二二一七億円と国債利息収入に比べると非常に小さい。したがって、債券引当金算出式における入収支Ⅴが急増し、長らく変動していなかった同引当金に突如四五〇一億円が新たに繰り入れられたのである（図表5）。

(3) 超過準備利息の仕組み

では、超過準備への利払いはどのような仕組みになっているのだろうか。

日銀当座預金への利払いは、マイナス金利政策の導入（二〇一六年二月）以降、三層構造に分かれているが、図表6のように、プラス金利とマイナス金利の部分はほぼ一定に維持されている。⁽¹⁵⁾ 国債の買入れに伴って当座預金は増加していくが、それは、金利ゼロ%が適用される「マクロ加算残高」と名付けられた部分を増やすことで対応されているのである。したがって、当座預金が増えても、日銀の利払いは（マイナス金利分を差し引いて）毎

図表6 日銀当座預金



(注) 補完当座預金制度対象先の当座預金（平均残高）。2016年2月～18年9月。

(出所) 日本銀行時系列データより作成。

年一八〇〇億円程度にとどまるはずである。少なくとも今後数年間、国債保有額は非常に大きく、かつ超過準備への利払いは低水準にとどまるため、債券引当金への巨額の繰り入れが続くと予想される。

しかしそれは、現在の低金利が続く限りでのことである。正常化（出口戦略）が始まり、短期金利が引き上げられる場合を考えてみよう。その時には現在の三層構造を維持することはできず、所要準備（金利ゼロ%適用部分）と超過準備（政策金利適用部分）の二層に戻らざるをえない。超過準備の一部にでも市場金利より低い金利が適用されると、その資金は市場に流出し市場金利の維持ができなくなるため、政策金利は市場金利と同じ水準に維持せざるをえないからである。その結果、正常化が進むと、超過準備への利払いが急増し、日銀の損益は大幅な赤字となる。⁽¹⁶⁾

（４）債券引当金規程改正の意味

ところが、前述のように債券引当金の算出ベースとなる△収支▽が△売却・償還による利益＋国債利息―〔売却・償還・評価替えによる損失＋超過準備への利息〕▽に改正されたため、超過準備への利払いが国債利息を上回る場合には、その赤字額の五〇%相当額を債券引当金の取り崩しという形で補填できることになったのである。

つまり、二〇一五年の会計規程の改訂により、異次元緩和とその正常化における利息収入・利払いの大幅な変動が最終損益に与える影響を、引当金の調整によって（その範囲内において）半減できるようになったのである。

異次元緩和の現状と将来を見据えたこうした制度改正は、当初二年程度で終了するはずだった政策の長期化に対応した、その限りで合理的な側面をもつと言えよう。しかし、そもそも債券引当金は、その名の通り、債券取

引に伴う利益をもって、将来に生じうる債券取引における損失に備えるための制度である。将来の超過準備利払いのためとなるとその範囲を超えている。つまり、日銀全体の損益となるものを、債券取引の範疇に無理やり押し込めているのである。

異次元緩和からの出口に伴う損失への備えとしては、以前は引当金ではなく法定準備金が用いられていた。法定準備金は原則として当該年度の最終利益の5%を積み立てることになっているが、一三年度には二〇%、一四年度には二五%が積み立てられた(図表7)。そして、一五年度からは再び5%に戻っている。

では、なぜ一五年度になって法定準備金から債券引当金へと補填資金の手当て方法が変更されたのだろうか。国庫納付金への影響という点では、引当金であれ法定準備金であれ違いはない。両者の大きな違いは、その取り崩しの条件にある。すなわち、法定準備金は、赤字決算(当該年度の当期剰余金がマイナス)になった場合(と配当金五〇〇万円が不足した場合)にしか取り崩すことができないのに対して(日銀法第五三条第三項)、引当金であれば、当期剰余金に関係なく、個々の科目(例えば外為の評価損益や債券取引など)において損失が発生すれば引当金を取り崩す(「特別損失の計上」ことが可能である(日本銀行法施行令第一五条第二項))。したが

図表7 日銀の法定準備金積立(5%を超えたケース)

年度	積立額 当期剰余金	背景
2002	15%	金融機関からの株式買入れ
2003	15%	(2002年11月~04年9月)
2004	12.9%	10%+山一証券向け貸倒れ1,111億円×5%
2008	15%	リーマン・ショック対応 金融機関からの株式買入れ(2009年2月~10年4月) CP・社債の買入れ(2009年1月~12月)
2010	15%	包括金融緩和(2010年10月~)
2013	20%	量的質的金融緩和(2013年4月~)
2014	25%	量的質的金融緩和の拡大(2014年10月~)

(出所) 図表5に同じ。

って、当該引当金の範囲内であれば損失を個別の科目内にとどめ、最終利益（当期剰余金）のマイナスを回避することが可能となるのである。

したがって、債券引当金規程の改正の意味は、現在の日銀の収益のほとんど（二〇一七年度で六六％）を占める国債利息と、正常化の過程で費用のほとんどを占めることになる超過準備への支払い利息を債券引当金の算出式に加えることで、赤字決算をできるだけ回避することにあつたと思われる。

3 日銀の株式関連の引当金

日銀の引当金に関する、FRBや独連銀と異なるもう一つの大きな特徴は、大量の株式等（ETF、REITを含む⁽¹⁸⁾）の保有に関連したものである。

(1) 銀行保有の個別株式の買入れ

日銀は、二〇〇二年一月一日、銀行保有の株式の買取りを決定した（一月二十九日買入れ開始、総額二兆円、〇三年九月まで。その後、総額三兆円、〇四年九月までに増額・延長⁽¹⁹⁾）。バブル崩壊後の株価下落が続くなか、「金融機関保有株式の価格変動リスクが、金融機関経営の大きな不安定要因となつて」⁽²⁰⁾ いることから、「金融機関による保有株式削減努力をさらに促す」というのがその理由であつた。約二年の間に、累計二兆〇一八〇億円が買入れられている。買入れられた株式は、発行会社からの自社株買いの要請に随時応じるほか、二〇〇七年一〇月からは市場での売却も開始されたが、それはリーマン・ショックの発生を受けて〇八年一〇月に停止された。

さらに〇九年二月には二度目の買入れを再開し（総額一兆円、一〇年四月まで）、一〇年四月までに三八七八億円を買入れ入れた。そして市場での売却は二〇一六年四月から一〇年間の予定で再開されている。

株式の買入れ開始にあわせて、その会計処理方法も決定された。評価方法は取得原価とした上で（会計規程第一三条第一項第三号）、含み損が発生した場合には同額の引当金を計上すること（第一八条の二）、著しい評価損が発生した場合には減損処理を行うこと（第一三条第二項。図表8の注も参照）とされた（後に買入れるET F、REITについても同じ⁽²⁾）。

興味深いのは、株式等に関しては、引当金の積立方法が、外為・債券の場合と異なっている点である。外為・債券では、前述のように、利益が出た場合に積み立て、損失が出た時に取り崩すことになっているのに対して、

図表 8 株式の運用損益と残高

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
運用損益	75	237	385	548	2,433	3,130	-178	266	116	-276	-133	421	497	511	2,175	2,512
配当金等	77	237	317	416	443	446	339	250	362	374	359	428	489	537	522	554
減損	-2	-	-3	-	-184	-466	-1,316	-8	-273	-594	-492	-39	-	-44	-43	-
売却損益	-	0	71	132	2,175	3,149	797	24	27	-56	0	32	8	18	1,695	1,938
簿面	12,075	19,476	20,047	19,736	17,607	14,044	11,434	14,190	14,775	14,099	13,605	13,515	13,510	13,445	11,655	10,238
残高	11,417	25,940	26,424	38,248	36,437	21,448	12,413	19,147	17,470	16,925	19,818	22,884	29,783	25,770	24,923	24,855
含み益	-658	6,464	6,376	18,511	18,829	7,403	978	4,957	2,694	2,825	6,213	9,369	16,273	12,325	13,268	14,617

(注1) 年度(末)、億円。1億円未満切り捨て(0円は1億円未満、-は該当値なし)。「残高」は信託財産(約定ベース)のみを対象としているため、簿面も貸借対照表上の価額(受渡ベース、未収配当金を含む)と若干異なる。

(注2) 市場での売却期間以外の時期に生じている売却益は、発行会社からの自社株買いの要請に応じた売却に伴うもの。全体としては含み益があるにもかかわらず、減損損失が生じているのは如連銀の外貨準備と同様に、減損処理は個別の株式ベースで実施されているため。本文注22も参照。

(出所) 日本銀行『業務概況書』各年版より作成。

株式等では含み損が出た場合に引当金を積むことになっている。また株式等の引当金は注6の「自己資本比率」の計算には算入しない。そして原価方式であるため含み益は認識されない。含み損が縮小・解消すると当該年度に引当金は取り崩されて特別利益となる。評価損が拡大し減損処理が行われると運用損として認識され、簿価が時価まで引き下げられる²²⁾。

含み益は利益としない一方で、含み損には引当金を積み、著しい含み損は減損処理するという非対称的、保守的な扱いになっているのは、株式等のリスクを反映したものであろう。

(2) ETF・REITの買入れ

そして、日銀は、二〇一〇年一〇月二八日、「包括的な金融緩和政策」の一環として、ETFを四五〇〇億円、REITを五〇〇億円、一一年一二月末までに買入れることを決定した。その後、それぞれ買入枠は段階的に拡大され、さらに一三年四月からの異次元緩和によって、その額を大幅に増加させた(図表9)。

図表10・11からわかるように、二〇一二年末からの株価上昇を受け含み益が膨らんでおり、ETFの約五兆円は、前述の債券引当金(約三兆六千億円)、法定準備金(約三兆二千億円)をはるかに上回っている。しかしながら、改めて言うまでもなく、(満期のある国債と異なり)株式等の含み益は売却しなければ実現しえず、「池の中のクジラ」と化した日銀の売却開始は、株価

図表9 日本銀行のETF・REITの買入予定額

(単位: 億円)

決定日		ETF	REIT	期限
2010年10月28日	買入上限額	4,500	500	2011年12月
2011年03月14日		9,000	1,000	2012年06月
2011年08月04日		14,000	1,100	2012年12月
2012年04月27日		16,000	1,200	2013年06月
2012年10月30日		21,000	1,300	2013年12月
2013年04月04日	年間買入額	10,000	300	—
2014年10月31日		30,000	900	—
2015年12月18日		33,000	900	—
2016年07月29日		60,000	900	—

(出所) 日本銀行金融政策決定会合公表文より作成。

を大幅に下落させ、日銀自身の含み益を大幅に減らす可能性が高い。⁽²³⁾

正常化過程における損失への備えとしては、小稿で取り上げた引当金のほかに、利益準備金と資本金があるが、それらについては次の機会に取り上げたい。

注

- (1) それらによってもカバーできなくなった時が債務超過である。中央銀行が債務超過に陥った場合については、拙稿「中央銀行と自己資本―『出口戦略』を考える」本誌二〇一四年六月号参照。
- (2) 以下、日銀の会計基準、最近の決算動向については、「会計規程」、各年度の「財務諸表」、「業務概況書」、「行政コスト計算財務

書類」、会計検査院「決算検査報告書」、FRBについては「Financial Accounting Manuals for Federal Reserve

図表10 ETFの運用損益と残高

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
運用損益	0	58	214	375	591	1,048	1,722	2,789	
分配金等	0	58	214	375	591	1,048	1,722	2,789	
減損	—	—	—	—	—	—	—	—	
売却損益	—	—	—	—	—	—	—	—	
残高	簿価	2,043	8,740	15,726	28,686	45,720	75,676	131,611	193,384
	時価含み益	2,022	9,587	21,228	38,659	69,637	87,660	159,303	244,845
		-21	847	5,501	9,973	23,916	11,984	27,692	51,460

(注) 図表8の(注1)に同じ。

(出所) 図表8に同じ。

図表11 REITの運用損益と残高

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
運用損益	1	23	51	66	77	108	138	181	
分配金等	1	23	51	66	77	108	138	181	
減損	—	—	—	—	—	—	—	—	
売却損益	—	—	—	—	—	—	—	—	
残高	簿価	177	727	1,203	1,476	2,052	2,900	3,799	4,700
	時価含み益	176	730	1,922	1,910	2,868	3,871	4,591	5,142
		-1	2	718	433	816	970	792	441

(注) 図表8の(注1)に同じ。

(出所) 図表8に同じ。

Banks,"各年度の"Combined Financial Statements," 独連銀のごとくは、EU,"Guideline 2016/2249, ECB/2016/34," November 3, 2016,各年度の"Annual accounts of the Deutsche Bundesbank"を参照。なお、ユーロ圏中央銀行の連結ベースの財務諸表は、貸借対照表についてはECBが作成・公表しているが、損益計算書については作成されておらず、各国中央銀行から(ECBの決定した上記ガイドラインに沿った)個別ベースのものが作成・公表されているだけである。

(3) 正確には、FRBは金を保有せず、財務省に譲渡した際の「金証券」を保有しているにすぎない。

(4) ドイツでは、外貨準備のすべてを中央銀行である独連銀が保有することになっている。その上、戦後の輸出主導型の成長が独連銀の資産における外貨準備の比重を大きくしたのである。これに対して、日銀が保有する外貨準備は全体の約一割にすぎず(残り九割は財務省の外国為替資金特別会計が保有)、米国ではFRBと財務省が半分ずつ所有している。

(5) 正確には、日銀の財務諸表は半期ごとに作成・公表されている。

(6) 正確には、この積み立て・取り崩しの金額は、△引当金(外為と債券)、法定準備金、資本金等Vの合計が、日銀券残高のおおむね八〜一二%の間になるよう調整される(「会計規程」第一八条。例えば、二〇〇二年度には、この比率が七・六%にまで下がったため、為替取引での損失(評価損等)一六三九億円、債券取引での損失(評価損等)七二八六億円が発生しているが、両方とも引当金は取り崩さなかった(「平成一四年度業務概況書」二九五頁)。

なお、日銀はこの比率を「自己資本比率」としているが、現在、この比率には現実的な意味はないように思われる。これは、円≡日銀券とした上で、その信認の維持のためには、(引当金を含めた広義の)自己資本の拡充が必要かつ十分であると考えられていた時代の名残であろう。上限が設けられているのは最終利益すなわち国庫納付金を確保する

ためであろう。

(7) 例外的なケースの一つに、FRBのいわゆるツイストオペがある。これは、QE2(二〇一〇年一月～二〇一一年六月)終了後の雇用情勢の悪化を受けて、二〇一一年九月～二〇一二年二月にかけて、満期六年～三〇年の国債を六六七〇億ドル買い入れるとともに満期三年以下の同額の国債を売却したものである。その売却益は「非金利収入」の一部として、一一年に二三億ドル、一二年に二三億ドルが計上されている。

(8) 政府との現先取引とは、国債整理基金と財政融資資金において一時的な余裕資金が発生した場合に、日銀がその余資運用手段を提供する、具体的には売り現先取引を行うというものである(日本銀行『日本銀行の対政府取引』について二〇〇四年五月二日、「二〇一四年度中における日本銀行の対政府取引」二〇一五年六月参照)。残高は一〇～三〇兆円程度で推移していたが、二〇一五年二月以降はゼロとなっている。現先レート(レポレート)がマイナスになったためではないかと思われる。

(9) 日本銀行法施行規則第一〇条。

(10) 『平成一二年度業務概況書』三八六頁、『平成一三年度業務概況書』一三〇頁。

(11) 『平成一四年度業務概況書』三四七頁。

(12) 正確には、その前の二年間(二〇〇二年度、〇三年度)も債券引当金は変化していないが、これは、債券取引(評価損等)による損益が発生しなかったためではなく(〇二年度には七二八六億円、〇三年度には七九三〇億円の損失が出ている)、他の引当金・準備金等と合わせた自己資本の比率が用途とする八%に及ばなかったため、取り崩しがない(両年には、外為引当金も取り崩されていない)。

(13) 日本銀行法施行令附則第一条の二、日本銀行法施行規則附則第三条。

(14) 正確には、収益に算入する国債利息額は△国債利息×有利子負債平残／長期国債平残∨で計算される金額。ただし、有利子負債平残が長期国債平残を上回った場合（第二項が一以上となった場合）も、国債利息額を上限とする。逆に、有利子負債平残が長期国債平残を下回る場合（第二項が一以下となった場合）も、政策委員会の決定により、国債利息額同額まで引き上げること、債券引当金への繰入・取崩損を損益の五〇％ではなく一〇〇％とすることが可能である。「会計規程」附則（債券取引損失引当金の計上基準に係る経過措置）。

(15) この点、今年（二〇一八年）七月の金融政策決定会合において、マイナス金利適用部分（政策金利残高）が、金融機関間の裁定取引後の水準で現行の約一〇兆円から約五兆円になるよう、マクロ加算残高（ゼロ金利適用）部分を増やすことが決定された。ただし、図表6が示すように実際の残高はそのように推移していない（マイナス金利適用部分は今後七月で二三兆円、九月でも一九兆円）。裁定取引が十分に行われていないため、日銀はゼロ金利適用部分の上限額を引き上げているものの、ゼロ金利適用部分に余裕が残ったままマイナス金利部分が積み上がっている。

(16) これを避ける方法として、技術的には所要準備額（金利ゼロ％）の大幅引き上げがありうるが、銀行の損失が大きく現実的な選択肢とはならないであろう。

(17) 原則は最終利益の五％であるが、財務大臣の認可を得て引き上げることが可能である。日本銀行法第五三条第二項。正確には、日銀が信託銀行を受託者とする金銭の信託を行い信託財産として株式等が買い入れられている。

(19) 『平成一四年度業務概況書』一一三頁、一二八頁。

(20) 日本銀行「金融システムの安定に向けた日本銀行の新たな取り組みについて」二〇〇二年九月二二日。

(21) 『平成一四年度業務概況書』三四七頁。

(22) 例えば、株式の買入れを開始した二〇〇二年度早々に二億円の減損処理がなされている（ただし、配当収入が七七億

(23)

円だったため、差し引き七五億円を株式の「運用益」に計上。減損処理後も年度末の含み損が六五八億円となり同額の株式取引損失引当金繰入（と特別損失）が計上されている（『平成一四年度業務概況書』二九五頁）。翌年度には時価総額が帳簿総額を上回ったため（含み益六四六四億円）、引当金は全額取り崩されている（同額の特別利益の計上）（『平成一五年度業務概況書』二五三頁、二八一頁）。

なお、日銀の引当金には、他に、①一般貸倒引当金、②特定貸倒引当金、③退職給付引当金がある。

①一般貸倒引当金は、一九九七年度までは期末の貸付残高の〇・三%相当額が引き当てられていたが、翌年度より、過去の貸倒実績に基づいて計上する方法に変更され、以降、計上されていない。

②特定貸倒引当金は、山一証券等へのいわゆる特融に対して計上されていたが、二〇〇四年度以降、残高はゼロである。

③退職給付引当金は、法人税法に基づき、二〇一七年度末時点で一九九八億円が計上されている。

(い) ず ひさし・客員研究員)